みなと waiwai クラブ(総合型地域スポーツクラブ)規約

第 1 章　総　　則

（名　称）
第 1 条　　本クラブは、みなと waiwai クラブ（総合型地域スポーツクラブ）と称する。

（事務所）
第 2 条　　本クラブの事務所（事務局）はしおかぜみなと内に置く。
　　（住所：ひたちなか市牛久保 1-10-18）

第 2 章　目的及び事業

（目　的）
第 3 条　　このクラブは、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に健康増進を図る環境作りを目指し、老若男女が健康で連帯感あふれる地域社会を創るために関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）
第 4 条　　本クラブは、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) スポーツ・文化の振興に係る事業
　　各種スポーツ文化福祉セミナー、イベント事業
　　各種スポーツ文化サークルの設置運営
(2) その他の事業
　　クラブの目的のために必要な事業

第 3 章　会　　員

（種　別）
第 5 条　　本クラブの会員は、次の 2 種で構成する。
(1) 正 会 員　　本クラブの目的に賛同して入会した個人及び団体で総会の議決権を有する。
(2) 賛助会員

（入　会）
第 6 条　　本クラブは、会員の入会については、特に条件は定めない。
2　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）
第 7 条　　会員、賛助会員の年会費は別途定める。
　　また、スポーツ保険料を所定の手続きのうえ納入するものとする。
（事故責任）
第 8 条　　会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規約および施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また本クラブおよび指導者は事故に対し一切の責務を負わないものとする。

（保険の加入）
第 9 条　　会員は以下の保険責任を負う。
(1) 会員は本クラブ指定の保険に加入するものとする。
(2) 本クラブは、会員が活動中の障害についてはその保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

（会員の資格の喪失）
第 10 条　　会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 会員の死亡、又は会員であるクラブが消滅したとき。
(3) 継続して 3 ヶ月以上会費を滞納し、催告受けてもそれに応じず、納入しないとき。
(4) 除名されたとき。

（退　会）
第 11 条　　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

（除　名）
第 12 条　　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。
(1) この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与える。
(2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 13 条　　既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章　役員および組織

（種別および定数）
第 14 条　　本クラブに次の役員を置く。

(1) 会　　長	1 名
(2) 副 会 長	2 名
(3) 理　　事	若干名
(4) 監　　事	2 名
(5) 事務局長	1 名
(6) マネジャー	若干名
(7) 事務局員（会計幹事）	若干名
(8) 名誉顧問・参与	若干名

（選任等）
第 15 条　　会長および副会長は、理事の互選とする。
2 監事は、理事又はこのクラブの事務局員を兼ねることはできない。
3 クラブマネジャーは、理事会の議決を経て会長が任命する。
4 その他の役員は、理事会で選出し総会の承認を得るものとする。

（職　務）
第 16 条　　会長はこのクラブを代表し、その業務を統括する。
2 副会長及び理事は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した副会長によって、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。
4 監事は、会務および会計を監査する。

（任期等）
第 17 条　　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

（欠員補充）
第 18 条　　理事のうち 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第 19 条　　役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与える。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（事務局）
第 20 条　本クラブに、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び事務局員を置く。
2 事務局長及び事務局員は、理事会の議決を経て会長が任命する。
3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 5 章 総　会

（種 別）
第 21 条　本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構 成）
第 22 条　総会は正会員をもって構成する。

（機 能）
第 23 条　総会は以下の事項について議決する。
(1) 規約の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任又は解任
(7) 会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) その他運営に関する重要事項
(10) 除名

（開 催）
第 24 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
(3) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

（議　長）
第 25 条　総会の議長は、会長が行うものとする。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
（出席者数と委任状をもって成立するものとする）

（議 決）
第 27 条　総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第 28 条　総会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 理事会

（構 成）
第 29 条　理事会は、第 14 条の役員をもって構成する。

（機 能）
第 30 条　理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営に関する事項
(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）
第 31 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（議　長）
第 32 条　理事会の議長は会長がこれにあたる。

（議　決）
第 33 条　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、議事録を作成する。

（専門部会）
第 35 条　理事会には、次の専門部会を置く。
(1) 事務局
(2) 企画・研修部
(3) 広報部
(4) ホームページ推進部
2 専門部会はクラブの具体的な事業を計画し、その実行にあたる。
3 専門部会は部会長および事業の遂行に必要な部会員を理事会で選出する。
4 部会長は部会を総括し、その協議内容を理事会に報告する。

第 7 章　会　計

（事業計画及び予算）
第 36 条　このクラブの事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会に図り総会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）
第 37 条　本クラブの事業報告書、収支計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）
第 38 条　本クラブの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章　雑　則

（細　則）
第 39 条　本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、理事会の決議によって定める。

附　則

（施行日）
附 則　本規約は、平成 22 年 9 月 26 日より施行する。
平成 26 年4月 26 日、総会において一部改正
平成 30 年 9 月 1 日、住所変更により一部改正
令和元年 5 月 26 日、総会において一部改正
令和 5 年 6 月 4 日、総会において一部改正
令和 6 年 6 月 2 日、総会において一部改正